

「ニセコ町人口ビジョン及び総合戦略策定支援業務」仕様書

1 委託業務名 ニセコ町人口ビジョン及び総合戦略策定支援業務

2 委託業務の目的

まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）（以下「創生法」という。）に基づき定められたまち・ひと・しごと創生総合戦略（平成26年12月閣議決定）（以下「総合戦略」という。）において、各地方公共団体は、まち・ひと・しごと創生長期ビジョン（平成26年12月閣議決定）（以下「長期ビジョン」という。）と総合戦略を勘案し、遅くとも2015年度中に、中長期を見通した「地方人口ビジョン」と5か年の「地方版総合戦略」を策定し実行するよう努めることが求められている。

第5次ニセコ町総合計画（以下「総合計画」という。）の人口推計では、全人口は増加傾向を辿るものの、全人口増加のほとんど全ては高齢者人口の増加によることが示されている。このため、就労年齢人口、幼少年年齢人口及び女性人口の傾向や将来推計の精査等によって中長期的な人口増加に係る課題を見出した上で、抜本的な対策を積極的に講じる必要がある。また、総合計画の基本理念（環境創造都市ニセコ）や11の戦略ビジョン等の方向性や主要産業（農業、観光業、商工業等）、気候（豪雪地帯）、雇用特性（通年雇用の困難さ）、住宅の整備状況等の地域特性等を踏まえた上で、まち・ひと・しごと創生に効果のある対策を戦略的かつ重点的に推進する必要がある。

本業務は、ニセコ町による「地方人口ビジョン」及び「地方版総合戦略」の策定支援として、関連情報の収集・整理等を行うものである。

3 基本条件

- (1) 実施年度 平成27年度
- (2) 履行期限 平成28年3月25日（金）（予定）

4 担当課係 ニセコ町自治創生室自治創生係（担当：金井、中田）

（所在地） 〒048-1595

北海道虻田郡ニセコ町字富士見47番地

電話 0136-44-2121（内260）

メールアドレス jichi@town.niseko.lg.jp

ホームページURL <http://www.town.niseko.lg.jp/>

※お問い合わせについては土曜日、日曜日及び祝日等の休日（以下「休日」という。）を除く毎日、午前9時から午後5時まで受け付けます。

5 委託業務の概要

委託業務の概要は、以下のとおりとします。

本業務の内容は、ニセコ町まちづくり基本条例及び総合計画の趣旨を踏まえ、町民の意見を聴取・反映することを必須要件とする。また、ニセコ町が別途設置する産学官金労言等からなる協議会（以下「協議会」という。）における議論を十分反映した内容とすること。それらを前提とした上で、ニセコ町担当官と協議（打合せ5回以上、ニセコ町内を想定）の上で進めること。併せて、創生法、長期ビジョン、総合戦略等の地方創生に係る国の動向と整合の取れた内容とすること。

また、北海道による「地方人口ビジョン」及び「地方版総合戦略」の策定状況を収集し、可能な限り、本業務の内容との整合を図ること。北海道が「地方人口ビジョン」及び「地方版総合戦略」を業務履行期限内に策定した場合は、本業務の内容との整合を図るものとする。

(1) 「地方人口ビジョン」の策定支援

ニセコ町の「地方人口ビジョン」の策定に当たり、人口動向・将来人口推計の分析や中長期の将来展望の検討に必要となる情報・データを収集・整理する。併せて、ニセコ町の「地方人口ビジョン」に記載すべき内容を提案する。

また、人口動向・将来人口推計の分析や中長期の将来展望の検討に当たって、町民等を対象としたアンケート調査を実施する。アンケートの対象は、就労年齢、幼少年年齢、女性、移住者等、検討内容に対応した町民等に重点化するよう留意すること。

将来人口推計の分析や中長期の将来展望は、自然増減と社会増減、性別・年齢階級別・地域別、日本人・外国人、年間変動等を区分して検討すること。また、協議会の議論の充実を図るため、推計や将来展望の前提条件を、設定根拠及びその妥当性並びに資料引用元とともに示すとともに、複数の推計や将来展望を示すこと。

「地方人口ビジョン」に記載すべき内容の提案には、現況の課題の分析・考察、今後の人口の変化が地域の将来に与える影響の分析・考察、目指すべき将来の方向等についても含めること。また、図表等の活用等により町民に分かりやすい提案内容とすること。

アンケート調査票は、ニセコ町担当官と協議の上で作成すること。アンケートは郵送により行うものとし、受託者は、調査票の作成、印刷、郵送、回収、集計に要する一切の作業を行うこと。なお、アンケートの発送・返信用の封筒はニセコ町担当官が用意する。

(2) 「地方版総合戦略」の策定支援

ニセコ町の「地方版総合戦略」の策定に当たり、2015年～2019年度（5ヵ年）の政策目標・施策の検討に必要となる情報・データを収集・整理する。併せて、ニセコ町の「地方版総合戦略」に記載すべき内容を提案する。

提案に当たり、政策目標・施策は、政策5原則（自立性、将来性、地域性、直接性、結果重視）に基づくものとし、「地方人口ビジョン」に記載すべき内容の提案で整理した現況の課題の分析・考察、人口動向・将来人口推計の分析や中長期の将来展望に係る課題に対応したものを、評価方

法（KPI、フォローアップ等）とともに示すこと。また、図表等の活用等により町民に分かりやすい提案内容とすること。

(3) 協議会の運営支援

(1)～(2)の結果を、協議会用資料に取りまとめる。なお、協議会は4回程度、ニセコ町内の開催を想定している。

(4) 業務報告書の作成

(1)～(3)の成果を、業務報告書（A4版100頁程度）に取りまとめる。業務報告書には、「地方人口ビジョン」及び「地方版総合戦略」それぞれの提案内容の概要を取りまとめた資料を含めること。

6 業務実行上の留意点

(1) 本業務は、内閣府の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）として実施するものであり、その事業概要についても留意してください。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/>

(2) ニセコ町まちづくり基本条例ほか法令等に反するような提案内容とならないように注意してください。

7 成果物

(1) 調査報告書（A4判） 20部

(2) 調査報告書（概要版・A4判） 50部

(3) 上記成果物の電子データ一式（CD-R） 正副 各2枚

※データは直接印刷が可能な解像度の完成原稿（文章、図面及び写真などを含む。）の形で納入してください。

8 注意事項

受託者は、この委託業務の配置予定者について次のとおりとしてください。

(1) 受託者は、配置予定者（総括責任者及び実務担当者）の実績が確認できる書類の写しをニセコ町へ提出してください。

(2) 受託者は、ニセコ町個人情報保護条例を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはいけません。また、業務終了後も同様とします。

(3) 受託者は、業務を円滑に遂行するために、逐次「自治創生室自治創生係」と連絡調整を行うようにしてください。

(4) 業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による成果物の不良箇所が発見された場合は、受託者は速やかに「自治創生室自治創生係」が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行

うものとし、これに対する経費は受託者の負担とします。

(5) 受託者は、業務の遂行上知り得た事項を他に漏らしてはいけません。

9 その他の事項

この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書について疑義が生じた場合は、別途協議するものとします。